

性犯罪被害者支援の充実を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茅ヶ崎市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和2年12月7日

茅ヶ崎市議会議長

水島誠司様

提出者 茅ヶ崎市議会議員 山崎 広子

賛成者 茅ヶ崎市議会議員 小島 勝己

同 青木 浩

同 滝口 友美

同 小磯 妙子

同 岸 正明

同 柁木 太郎

(提案理由)

性犯罪に係る刑法の規定等を見直すことにより、性犯罪被害者支援の充実を求め
るため

性犯罪被害者支援の充実を求める意見書

性犯罪・性暴力の根絶に向け、「誰もが加害者にも、被害者にも、傍観者にもならない」社会を目指すため、平成 29 年に 110 年ぶりに性犯罪に関する刑法が改正された。改正刑法では、被害者を女性に限定していた強姦罪を、性別を限定しない「強制性交等罪」とするなど、性犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たした。

しかしながら、裁判では強制性交等罪の成立要件の一つである「暴行・脅迫」の立証が困難な場合もある。被害者が恐怖のあまり無抵抗になることも多く、性犯罪が問われた裁判の一審で、無罪判決が相次いでいることなどから、「暴行・脅迫」を証明できなければ罪に問えないとする要件の見直しなど積み残された課題が数多く残っている。

「誰一人取り残さない」を基本理念としている SDG s の取り組みを進めるためにも、性犯罪被害者支援の取り組みの充実が求められている。

政府は、施行後 3 年を目途として施策のあり方について検討すること等を定めた改正刑法の附則に従い、被害者の視点に立ったより良い制度を実現するために、さらなる改正論議を急ぐ必要がある。

については、性犯罪被害者支援の充実を図るため下記の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 強制性交等罪における暴行、脅迫、心神喪失等の要件の拡大に向けた見直しについて検討をすること。
- 2 監護者わいせつ及び監護者性交等罪の適用年齢の拡大について検討すること。
- 3 性交同意年齢を引き上げること。
- 4 公訴時効期間の撤廃を含めた見直しを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 1 2 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣 あて
厚生労働大臣
国家公安委員会委員長